

## 第52号議案

ふじみ野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年6月1日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。